

○木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ設置要綱

平成25年4月1日教育委員会告示第4号

木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ設置要綱

(設置)

**第1条** この告示は、木津川市教育振興基本計画策定委員会が行う教育振興基本計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、木津川市教育振興基本計画策定委員会条例（平成25年木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** ワーキンググループは、木津川市教育振興基本計画策定委員会の審議に必要な事項について調査、研究、調整又は協議する。

(組織)

**第3条** ワーキンググループは、教育部の課長級以上の職にある者並びに学校教育指導主事並びに木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の教職員のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

2 教育部長は、ワーキンググループを総括し、教育振興担当課長が補佐する。

(会議)

**第4条** 教育部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

2 教育部長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループ以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

**第5条** ワーキンググループに関する庶務は、教育振興担当課において処理する。

(補則)

**第6条** この告示に定めるもののほか、ワーキンググループの運営その他必要な事項は、教育部長がワーキンググループ会議に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、この告示に規定する機関の委員に相当する委員として教

育長に任命又は委嘱されているものは、この告示の相当規定により任命又は委嘱されたものとみなす。